**第２０回大阪府食の安全安心推進協議会（概要）**

日時：平成２９年８月２８日（月）午前１０時から

場所：ホテルプリムローズ大阪 ２階 鳳凰（東）の間

出席者：飯田委員、上野委員、内田委員、奥間委員、音田委員、金谷委員、小崎委員、

　　　　惣宇利委員、淡野委員、中野委員、中村委員、西村委員、林委員、平川委員、

　　　　万ノ委員、山本与志人委員、吉田勝彦委員、吉田貴与志委員

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　定刻になりましたので、ただ今から「第２０回大阪府食の安全安心推進協議会」を開催させていただきます。

　本日は、皆様何かと多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は本日司会進行を務めさせていただきます、大阪府健康医療部食の安全推進課の熊井と申します。よろしくお願いいたします。

　早速ではございますが、協議会の開催に当たりまして大阪府健康医療部長の藤井よりごあいさつ申し上げます。

**藤井健康医療部長**

おはようございます。ただ今紹介のありました、大阪府健康医療部長の藤井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

　本日の「大阪府食の安全安心推進協議会」、第２０回でございますが、この開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

　日頃から大阪府の食の安全安心の行政の推進に当たりまして、多大なるご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。この食の安全安心といいますのは、すべての人の願うところでありまして、府民の健康に直結する問題でございます。

この食の安心安全を何とか確保していかなければならないということですが、これは一朝一夕にかなうものではございません。このために本日、それぞれご出席いただいておりますが、食品関連事業者さま、消費者の皆様、そういった幅広い関係者の皆様のご協力・ご理解に併せまして、こちら行政サイドも他部局も含めまして、各分野が連携した途切れることのない息の長い取り組みが必要であると考えております。

　このような背景のもとで、本日のこの協議会、皆様方に集まっていただきまして、さまざまな観点、生産から消費までさまざまな観点でご議論をいただくこの協議会の意義というのは、誠に意義深いものだと考えております。

　さて、前回の計画であります第２期の推進計画がこの度最終年度を迎えました。この第２期の推進計画の間にもＯ１５７やノロウイルスなどを原因とする大規模な食中毒などの事件もございました。また、食品への異物混入の事件もございました。このような食の安全安心を揺るがす事件が起こる中、また、社会情勢全般としましては、食品表示制度の施行でありますとか、国際的な衛生管理手法のＨＡＣＣＰ（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点）の義務化という大きな流れもございます。

　このような新たな社会背景を踏まえて、第３期の大阪府食の安全安心推進計画の素案を本日ご議論いただきたいと考えております。まさに、いろいろな立場の方に集まっていただくこの協議会の意義がさらに深まりまして、食の安全安心の確保、一歩ずつ進んでいきますように、ぜひ、忌憚なくご議論いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　藤井部長は次の公務のため、失礼ではございますが、ここで退席させていただきます。

　さて、本協議会が平成１９年７月に初めて開催されてからこの１０年間、大阪府の食に関する府の取組に関しましては委員の皆様から多くのご意見をいただきながら取り組んでまいりました。

本協議会委員の任期は、「大阪府食の安全安心推進協議会規則第２条第３項」により２年となっております。このたび、７月2６日付で改めて委員の委嘱の手続を行いましたところです。本協議会は、新たな委嘱後、初めての会議でもございますので、私から委員の皆様をお手元にある委員名簿に沿ってご紹介させていただきます。委員の皆様にはその場で一言ごあいさつをお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　飯田秀男委員。

**飯田委員**

　全大阪消費者団体連絡会の事務局長をしています飯田でございます。３年前まで委員をさせていただいておりました。４年ぶりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　上野理恵委員。

**上野委員**

　公益社団法人消費者関連専門家会議、略してＡＣＡＰと呼んでいるのですが、ＡＣＡＰの執行委員で代表として来させていただいております。実際には江崎グリコ株式会社で働いておりまして、お客さまからのご意見・ご要望などをお聞きしている消費者対応部門で働いております。よろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　内田嘉信委員。

**内田委員**

　いつもお世話になっております。日本チェーンストア協会関西支部の内田でございます。私どもの団体は総合スーパーの集まりでございます。皆さんとともにやっている、一番消費者に近いところだと思っておりますので、忌憚のない意見をどんどん取り入れていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　奥間知奈美委員。

**奥間委員**

　おはようございます。奥間といいます。今回、公募委員として参加させていただくことになりました。食の安全安心について精一杯、私も皆さんと一緒に考えて取り組んでいくことができればと思っております。よろしくお願いします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　小田滋晃委員は所用のため欠席でございます。

　音田昌子委員。

**音田委員**

　音田でございます。よろしくお願いいたします。ジャーナリストとあるのですが、長年、新聞社の家庭欄の記者として、「衣・食・住」のくらしに関わる問題、特に食の問題は関心を持って取材等を続けてまいりました。また今後ともよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　金谷美津子委員。

**金谷委員**

　金谷でございます。一般社団法人大阪エイフボランタリーネットワークの会長でございます。「エイフとは何ですか」とよく言われますが、医療と保健と福祉と環境に携わったことを、実践団体としてさせていただいております団体でございます。よろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　小崎俊司委員。

**小崎委員**

　小崎です。よろしくお願いいたします。私も大阪府立大学に勤めておりまして、もう辞めて４年目に入るのですが、この協議会の前身であります「食の安全・安心大阪府民会議」設置のときからずっとここでお手伝いをさせていただいておりますが、もういい加減いいのではないかと思いますが、今回またご指名がありましたので、微力ではありますがお手伝いをさせていただければと思っております。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　惣宇利紀男委員。

**惣宇利委員**

　惣宇利と申します。現在、公益財団法人関西消費者協会理事長をやっております。「関西消費者協会とは何なのだ」ということですが、関西消費者協会というところは、大阪府の消費生活センターの仕事を下請でやっている民間の公益財団法人です。そこの理事長を長年やっておりますが、もうそろそろ年貢の納めどきかと思っておりますが。この協議会もそうだと思うのですが、早く次の方と交代したいと思っております。よろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　淡野輝雄委員。

**淡野委員**

　公益社団法人大阪食品衛生協会の淡野でございます。大阪食品衛生協会、あまりご承知でない方もおられると思いますが、これからの時期、非常に忙しくなります。ノロウイルスの講習会、それから手洗いの講習会、消費者の方々に食品衛生知識の普及、啓発を進めてまいりたいと思っています。そのような団体でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　中野亮一委員。

**中野委員**

　大阪商工会議所流通・サービス産業部長の中野と申します。私どもでは、大阪の食ブランドをどんどん、国内だけではなく国外にも薦めていこうと活動をさまざまな企業・団体の皆さんと一緒にやっておりまして、「『食の都・大阪』推進会議」の事務局をやっております。よろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　中村夏美委員。

**中村委員**

　大阪府生活協同組合連合会専務理事の中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。大阪府内にあります日本生活協同組合連合会の４０団体が生協として加入している団体でございます。どうぞよろしくお願い致します。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　西村多市委員。

**西村委員**

　はい。失礼いたします。大阪府青果卸売市場協会副理事長でございますが、「どのような職業なのか」と言われる方がおられますので、少し説明をさせていただきます。

市場の中には中央卸売市場、それから地方卸売市場とあります。中央卸売市場というのは、例えば大阪本場福島にある市場。それから東部にあります東部市場、それと北部にあります北部市場。それをこのあたりでは中央市場と申しております

地方の卸売市場というのは、それよりももっと小さな小回りの利く市場でございまして、大阪府下の中では、今、加盟していただいているのが二十何社ありますかね。その中で大阪府青果卸売市場協会の副理事長をしておりますが、それは団体の名前でして、私自身は大阪木津卸売市場の中に南大果という会社がありまして、その社長も仰せつかり、そして木津市場の中に水産なり塩干、青果、それから惣菜組合、関連組合等々がありまして、その理事長が集まりました中でどういうわけか、私が会長をさせていただいているということでございます。だから、木津市場の市場協会長という、この名前で私はとおっているのではないかと思っております。

　先ほど、内田さんが、消費者と一番近いところにあるとお聞きしたのですが、おそらく私のところはその得意先に卸しているところでございますが、２番目に近いかなと感じておりますし、前段、藤井部長から話がありましたように、Ｏ１５７の問題や異物混入の問題等々をまともに受けて、それを受けた側には説明に回っているというようなところでございますので、今回はこの会が初めてでございますが、今日１日勉強させていただきまして、また次回からはそれぞれの立場の中でご意見を申し上げていきたいと思っておりますので、あいさつが長くなりましたがよろしくお願い申し上げます。失礼いたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　林尚美委員。

**林委員**

　大阪弁護士会に所属しております林と申します。大阪弁護士会の中に消費者委員会がありまして、その中に安心安全を取り扱う部会がございます。ＰＬ（製造物責任）法欠陥住宅、食の安全について研究しております。今回、引き続き委員として参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　平川秀幸委員。

**平川委員**

　大阪大学ＣＯデザインセンターの平川と申します。私も小崎先生たちと一緒に、府民会議のときから取組に関わらせていただいております。専門は、直接この協議会に関わるリスクコミュニケーション、特に食品に関するリスクコミュニケーション。ほかの分野もやっておりますが、そのような観点からこの協議会も関わらせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　万ノ記子委員。

**万ノ委員**

　野菜ソムリエ、ジュエルフルーツクリエイターとして、野菜果物の普及活動をしております万ノ記子と申します。よろしくお願いいたします。今回、公募委員として応募させていただきまして、参加させていただく形となりました。皆様とともに２期から３期への端境期ということで、さまざまなディスカッションが行われるかと思うのですが、関わっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　山本貞徳委員は所用のためご欠席でございます。

　山本与志人委員。

**山本委員**

　近畿百貨店協会の山本でございます。私は、株式会社阪急阪神百貨店の品質管理部に在籍しております。２期目になりますが、よろしくお願い申し上げます。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　吉田勝彦委員。

**吉田勝彦委員**

　一般社団法人大阪外食産業協会の吉田でございます。外食産業協会というのは、飲食業を営んでおられる会社約２００社とそれを支える食品メーカーさん、あるいは卸問屋さん等が３００社くらいありまして、メンバーがだいたい５００社の協会でございます。食の安全に関しては日々取り組んでいるところでございますので、この推進協議会のご意見等を賜りまして、勉強させていただいて伝えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　吉田貴与志委員。

**吉田貴与志委員**

　はい。初めまして、吉田と申します。先ほど、西村委員から中央市場の仕組のご説明がありましたが、私は大阪府の茨木市にございます大阪府中央卸売市場で水産の卸売事業をやっております。初めての参加になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　また、本日は、関係行政機関として農林水産省近畿行政局、大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市の皆様にもオブザーバーとしてご参加いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

　（資料確認・略）

この会議の中で何度か「規則」という言葉が出てくると思いますが、これは協議会規則のことです。この規則につきましては参考資料１に添付しておりますのでご参照ください。

　次に、本日の定足数について報告いたします。本協議会は、大阪府食の安全安心推進協議会規則第５条第２項により、委員の過半数が出席をしなければ会議を開催することができないこととなっております。本日出席いただきました委員の皆様は１８名で委員総数２０名の過半数に達しており、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

　またこの会議はすべて公開することとなっておりますので、事務局で議事録を作成後、大阪府のホームページなどで公表させていただきます。

　では、議事に移ります。まず、議事（１）「会長の選出」に当たりましては、引き続き私が議事進行をさせていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

　規則第４条によりまして「本協議会は会長を置き、会長は委員の互選によって定めること」となっております。会長の選出に当たりまして、どなたかご推薦いただけませんでしょうか。

**小崎委員**

　会長推薦に当たって、１期、２期と１０年経ちますが、その間、会長代理として前中村会長を支えられました音田委員に会長になっていただければと思います。ご職業柄、非常に幅広い見識もお持ちですから、この会を十二分に引っ張っていただけると思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　ご推薦ありがとうございました。ただ今、音田委員をご推薦いただきましたが、ご賛同いただけますでしょうか。

**一同**

　異議なし。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　ありがとうございます。それでは、拍手をもって承認させていただきます。

ありがとうございました。それでは、音田委員には会長職をお願いいたします。音田委員には恐れ入りますが、正面の会長席へ移動をお願いいたします。

　音田会長から一言ごあいさつをお願いいたします。

**音田会長**

　改めましておはようございます。今、推薦いただきまして会長をさせていただくことになりました音田でございます。私は、この協議会が発足当初から１０年間、今改めて「１０年経つのだな」と感じていたのですが、会長代理としてこの協議会の仕事を手伝ってまいりました。私も先ほど、小崎委員がおっしゃっていたようにもう１０年経つのでそろそろ辞めたいと思っていたのですが、第２期の計画を私たちが引き継いでいくというちょうどそのような時期に当たるということで、その橋渡し役としては多少お役に立てるのかなということで引き受けさせていただきました。

　先ほども言いましたように、決して食の専門家ではありません。ただ長年、ずっと記者の仕事をしてきて一番強く感じたのが「食の安全安心」と、何でもだいたいセットとして使うのですが、安全と安心は少し違うということと、それから、食の安全に対する消費者の意識も非常に関心が高いのだけれども、それを食の安心につなげるということはなかなか難しいということなのですね。

　私が担当していた家庭欄の仕事は、社会欄でニュースとして報道された何か大きな食の安全とか安心に関わる事故なり事件が起きると、それを補足する形で家庭欄のほうでもう少しそれを解説したり、あるいは「そんなに心配ではありませんよ、安全ですよ」ということをきちんと説明していくということが主な仕事だったのですが、大変それが難しいということも痛感いたしました。

安全を安心につないでいくのは、科学的に「安全ですよ」という情報をきちんと伝え、それに理解してもらえると、安心につながるのでしょうけれども、その安全安心のつなぎ目の役割を果たすのが、この協議会だと思います。安全安心とついておりますし、それから本当に先ほどの自己紹介を聞いていただいてもおわかりと思うのですが、食品に関わる各分野の方々、消費者だけではなくいろいろな分野の事業者の方々が参加していただいている。それから、学識者の方も大勢来ていらっしゃる。

その中で大阪府の推進計画を作っていくことをお手伝いしていくということは、全府民の食の安全を守り、不安を安心に変えていく大変大きな役割があると思いますので、どうぞこの２年間よろしくお願いいたします。私も微力ではございますが、一生懸命、努めたいと思いますので皆さん、ご協力よろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　音田会長、ありがとうございました。

　続きまして、会長代理の選出でございます。これにつきましては、協議会規則第４条第３項によりまして、会長があらかじめ指名することとなっております。音田会長から会長代理のご指名をお願いいたします。

**音田会長**

　はい。わかりました。会長代理職につきましては、やはり長年、協議会の設立当初からご尽力いただいておりました平川委員にお願いしたいと思っております。平川委員は、先ほどの自己紹介でもおっしゃっておられましたが、リスクコミュニケーションやその他さまざまなことを研究していらっしゃるということで、会長代理として適任だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　ただ今、音田会長から会長代理に平川委員のご指名がございました。平川委員にはおそれいりますが、正面の代理席へ移動をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。音田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

**音田会長**

　それでは、お手元の次第に沿って進めてまいりたいと思っております。前回から引き続き委員になっていただいた方は、今までの協議会の取組につきましては、十分と承知のことだと思います。

新しく委員になってくださった方にも、事務局から協議会の内容、これまでの経緯・対応等については個別に説明をいただいていると伺っておりますので、ここでは協議会の中に設けられております部会の取組について、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　事務局から部会につきまして説明いたします。

　参考資料２をご覧ください。部会につきましては、協議会規則第６条第１項「協議会に必要に応じて部会を置くことができる」と規定されております。当協議会ではその規定に基づき３つの部会を設置し、食の安全安心確保のための具体的な施策についてご意見をいただいております。

１つ目は、「情報発信評価検証部会」です。本部会ではメールマガジン配信、ホームページなど、府民や食品関連事業者が食の安全安心にかかる問題の把握や事故の未然防止に活用できるような食に関するわかりやすい情報提供のあり方、また、シンポジウム・体験学習会など、大阪府におけるリスクコミュニケーション施策について、これらの情報発信が適切に行われているかを評価検証していただいております。

　次に「事業者あり方検討部会」です。食の安全安心の確保は、第一義的には食品関連事業者が確保すべきものであります。府は、規制するだけではなく事業者が安全確保に対し自主的・積極的な取組を促す施策を目指し、この部会でご議論をいただいた上で、民間主導型の認証制度である「大阪版食の安全安心認証制度」や、食の安全安心の確保に関して特に優れた取組をした者を奨励する「大阪府食の安全安心顕彰制度」を取り入れました。今後ともこの部会で、時代に合った食の安全安心に有意義な取組の創造を目指し、ご検討いただきたく存じます。

　３つ目は、「大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会」です。この部会は、先ほど申し上げました民間主導型の認証制度である「大阪版食の安全安心認証制度」において、実質的に運営する認証機関を指定するに当たり、申請のあった団体の適性を審査していただくための部会です。現在は８つの認証機関がございます。

　各部会の概要は以上です。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　ただ今ご説明申し上げました３部会につきましては、協議会規則第６条第２項におきまして、部会に属する委員等は会長が指名すると規定しておりますことから、音田会長より部会長及び委員のご指名をお願いいたします。

**音田会長**

　ありがとうございました。それでは、各部会の部会長・部会委員をご指名させていただきます。お手元に届きましたでしょうか。今までの経過もございますので、前回から委員にご就任いただいている皆様におかれましては、引き続き同じ部会にご指名いたします。また、各団体からご推薦いただいた委員の方々には、前任の方と同じ部会を引き継いでお願いしたいと思います。

公募委員の方につきましては、奥間委員は情報発信評価検証部会を、万ノ委員には事業者あり方検討部会と大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会をお願いしたいと思います。

　また、部会長につきましては、情報発信評価検証部会は長くこの部会でお手伝いいただきました平川委員にお願いします。また、事業者あり方検討部会と大阪版食の安全安心認証制度認証機関審査部会につきましては、引き続き小田委員にお願いしたいと思っております。皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

　続きまして、平川部会長、一言お願いいたします。

**平川委員**

　着席のまま失礼いたします。「情報発信評価検証部会」の部会長に指名されました平川です。改めてよろしくお願いいたします。

情報発信、言い換えるとリスクコミュニケーションといわれるもの、さらにいえば、リスクコミュニケーションというのは何のためにあるかといえば、特に食品の場合ですと、美味しいもの、健康に大事な、欠かせない食というもの、そのうまいものをいかに消費者の皆さんに安心して届けることができるか、また、いただいてもらえるかと。そのような活動ではあるわけですが、この協議会が始まって１０年はさまざまなことがありました。リスクコミュニケーションの大事さ、またその難しさを目撃するようなこともたくさんありました。

　例えば近年では、それでももう６年前になりますが、いわゆる３．１１東日本大震災。それに伴う福島第一原子力発電所の事故によって放出されました放射能。これにたくさんの食品が汚染される、農地が汚染されるということがあり、これが福島を中心とした東北産のさまざまな食品に対する安全に対する信頼あるいは安心というものを脅かすことになりました。そのような中で、大阪府でも非常に丁寧に放射線測定を行い、またその情報発信を丹念に行うことで信頼を築き直してきたということもありました。

　またさらに中身を見てみますと、今日のパンフレットにもございますが、例えば遺伝子組み換え作物。これについての不安はまだまだぬぐえないものもあります。さらに、その技術はこの１０年の間にかなり進歩しまして、同じ遺伝子組み換えといわれるものなのですが、最近例えば、ゲノム遺伝子と呼ばれるような新しい技術が登場してきたりして、それはまたおそらく消費者の皆さんに対してさまざまな新しい不安、あるいは期待、さまざまなものを呼び起こすと思われます。

その中でまた、リスクコミュニケーションの大事さとかが非常に問われることと思います。かつその難しさというのも、やはり先ほど申し上げましたけれども問われてくると思います。中でも信頼。信頼というのは、リスクコミュニケーションの中でも非常に重要です。科学的に正しいこと、きちんと理解してほしいことを丁寧に説明したり、発信したりしても、その信頼を失っている状態ではなかなかそれは通用しない。あくまでもその信頼をいかに保つかということが非常に重要です。そしてその信頼というのは、割と「日帰り保険のようなもの」と言われますが、毎日追加されながらなかなか積み上がっていかないというか、壊れるときは一気に信頼を失ってしまうというものでもありますので、この情報発信の仕事は非常に重要だと考えております。

　この仕事に関して、皆様、この部会のみならず、この協議会全体の委員の皆様と一緒に進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**音田会長**

　どうもありがとうございました。それでは議事（２）、本日の大きな議題ですが、「第３期大阪府食の安全安心推進計画（素案）」について審議したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　食の安全推進課の木内と申します。よろしくお願いします。

　本日は、第３期大阪府食の安全安心推進計画（素案）について説明するために、資料１及び資料２を準備させていただきました。資料１は計画素案の冊子です。その概要版がＡ３サイズ１枚ものの資料になっております。この概要版の資料２を中心に説明を行います。

　それでは皆様、資料２をご覧ください。まず、「第３期大阪府食の安全安心推進計画（素案の概要）」についてご説明いたします。資料左上をご覧ください。計画の位置づけは、食の安全安心の確保に関する施策を、総合的かつ継続的に進めるために、大阪府食の安全安心推進条例の規定に基づき、当協議会の意見を聴いて策定するものです。計画の期間は２０１８年度から２０２２年度までの５年間としておりますが、必要に応じて随時見直します。

　第３期計画は資料左側に記載しているとおり、第１章から第５章までの５章構成としております。

第１章は「推進計画改定の基本的な考え方」です。社会情勢の変化に伴う新たな課題を踏まえ、食品等の生産から消費に至る各段階で、大阪府における食の安全安心の確保に関する施策を一層推進するため、改定します。また、条例の基本理念に則り、大阪府、食品関連事業者、府民の責務や役割について、それぞれの立場の方が理解し、ともに協力して食の安全安心の確保に取り組むことを目指します。そこでスローガンとして、「生産から消費までみんなでつなぐ食の安全　築く安心」を掲げ、取組を進めてまいります。

　続いて第２章は、「食の安全安心に対する現状と課題」です。この章では、社会的な背景と課題、食の安全安心に関する府民意識、第２期計画の成果、重点課題について記載しています。社会的な背景と課題としまして、大規模食中毒や食品への相次ぐ異物混入事件など、食の安全安心に関する主な出来事について、そして食品表示法の施行やＨＡＣＣＰ義務化の流れといった社会情勢の変化とそれに伴う課題について、記載しています。

　次に、推進計画の重要な指標となる食の安全安心に関する府民意識として、２００３年から大阪府が継続して実施してきた府民アンケートの結果を記載しております。流通食品について「不安」に感じる府民の割合は、２００７年７月は７５．３％でしたが、第１期計画期間中の２０１０年１月には「不安」と「安心」の割合が反転し、２０１３年から２０１４年にかけては、飲食店メニュー等の偽装表示事件や冷凍食品への意図的な農薬混入事件等の影響があったものの、２０１６年には「安心」と感じる府民の割合は６８．１％と、これまでで最も高い割合となりました。このように「不安」の解消が進んだことは、府民の方々の行政や事業者に対する信頼が定着してきた成果だといえます。

　続いて第２期計画の４つの政策の柱と、４７の取組事業の成果についてとりまとめております。第２章の最後に、制度改正に伴い、大阪府が取り組むべき重点課題として２点挙げております。１点目は、食品表示法の施行に伴う課題です。２０１５年４月にスタートした食品表示法は、加工食品及び添加物では、５年間の経過措置期間が設けられています。２０２０年３月３１日までに、加工食品の栄養成分表示の義務化など新基準に基づく表示に切り替える必要があります。また、本年中に加工食品の原料原産地表示の基準も改正される予定であり、大阪府としては、表示の適正化に向けて、積極的に表示のルールを周知するとともに指導を行う必要があります。

２点目は、国際標準の衛生管理の推進に伴う課題です。国は、２０１８年を目途にすべての食品等事業者を対象としたＨＡＣＣＰ義務化の法改正を行い、数年後に施行する方針を示しています。国の調査によると、日本でのＨＡＣＣＰ普及率は１５％程度と、まだまだ普及が進んでいない状況であり、大阪府としても、積極的にＨＡＣＣＰ導入の取組を支援していく必要があります。

　第３章は「食の安全安心の確保に関する施策」です。資料中央から右にかけてご覧ください。施策展開の方向性としては、第２期計画の施策の継続を基本とします。また、条例の基本理念を踏まえた４つの施策の柱に１３の基本施策を掲げ、さらに５２の大阪府の取組事業と５つの府関連施設の取組事業を展開し、大阪府全体の取組を明らかにします。さらに第３期計画では、新たに計画全体の成果を評価するための成果目標を設定します。食の安全性に不安を感じる府民の割合を２０１６年度の２１．５％から最終年度には１５％以下とします。

　成果目標の下から右側にかけて背景をグレーに設定したフロー図は施策の体系を表しています。資料中央の４つの施策の柱からはそれぞれの基本施策が、さらに基本施策からはそれぞれの個別の取組事業がつながっていることがご確認いただけます。

　資料中央に戻って、施策の柱をご覧ください。施策の柱１は、生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保です。関係法令に基づき、関係部局が連携しながら、監視指導や検査を行います。

施策の柱２は、健康被害の未然防止や拡大防止です。健康への悪影響を未然に防止するため、情報の収集や試験研究を行うとともに、緊急時に迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制を確保します。

施策の柱３は、情報の提供の充実です。食品の安全安心に関するリスクコミュニケーションや情報の提供により、府民、食品関連事業者、行政等の相互理解を推進するとともに、府民が自主的に学べる機会の提供や食育の推進を図ります。

施策の柱４は、事業者の自主的な取組の促進です。生産者、事業者が行う食の安全安心確保のための自主的な取組を支援します。

施策の柱の下には、施策の柱につながる基本施策の考え方を取りまとめています。事業者の責務や府民の役割を、事業者及び府民の取組ポイントとして記載することで明確化します。また、第2章の最後に整理した重点課題に対応するため、新たに重点施策を設定します。まず１点目は、施策の柱１からつながる３つ目の基本施策である「新たな制度に基づく表示の適正化の推進」、そして２点目が、施策の柱４からつながる２つ目の基本施策である「国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進」です。これらの重点施策については、後ほど資料１の計画素案の冊子を用いてご説明いたします。

　個別の取組事業の見方については、資料右上の吹き出しで説明しています。数値目標を設定した事業は、太字黒丸（●）で表しております。また、第２期計画と比較して追加した事業には事業項目の後ろに星マーク（★）で、充実させた事業には菱形マーク（◆）で表しております。数値目標を設定した事業は１６あります。追加した事業は９事業、充実させた事業は６事業です。

　では、資料左下に戻りまして、第４章「各施策の取組体制」をご覧ください。ここでは施策の推進体制、国や地方自治体との関係、人材の育成について記載しております。

　第５章は「資料等」として条例や当協議会のあらまし、用語説明等について記載しています。内容の説明は以上です。

　それでは続きまして、資料１の計画素案の冊子をご覧ください。

先ほど説明しました施策の体系については、１９ページに記載をしております。１９ページをご覧ください。ここでは重点施策を重点マークで表しております。１点目が「新たな制度に基づく表示の適正化の推進」、２点目が「国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進」です。これから、この２点の重点施策について説明します。重点施策の１点目は、３２ページから３５ページにかけて記載しています。

それでは、３２ページをご覧ください。「新たな制度に基づく表示の適正化の推進」についてご説明します。食品等の表示は、府民が食品等を選択する上で直接の目安となります。大阪府は、不適正な表示が行われないよう、法令に基づき、関係部局と連携しながら監視指導を行うとともに、府民から寄せられた情報等をもとに調査を行い、違反事業者に対して改善指導を行います。

ここで１１ページをご覧ください。１１ページ頭にある「２．府民が不安に思うこと」の枠内の図は、府民アンケートの結果を表しております。府民が不安に思うことの第１位は、産地偽装や期限の改ざんといった偽装表示です。再度３２ページをご覧ください。大阪府では、３２ページ中央から３３ページにかけて記載している大阪府の取組ポイント⑭から⑱までの取組を行うことで、不適正な表示を取り締まり、府民の不安解消に努めます。

まず、取組ポイント⑭をご覧ください。「食品表示の適正化の推進」につきましては、第２期計画では（ア）の食品表示法に基づく監視指導について記載していましたが、新たに（イ）の健康増進法や（ウ）の景品表示法に基づく表示の指導を明記し、府民の不安解消に取り組みます。

続いて取組ポイント⑮をご覧ください。「健康食品関係施設への監視指導」では、食品表示法で新たに導入された機能性表示食品を含む健康食品の製造施設、販売施設に対して、関係部局が連携して監視指導を行います。

続いて取組ポイント⑰「食品表示ウォッチャー兼推進制度の推進」は、第３期計画で追加した取組です。この制度は、府民から公募し任命した食品表示ウォッチャーに日常的な生活の中で、消費者の立場から食品販売店の食品の表示状況をモニタリングして、大阪府に報告していただくものです。消費者のチェックの目を広げ、適正表示を推進するといった観点から、府内全域に広く配置することを目指します。３５ページをご覧ください。ページ中央に事業目標を記載しています。食品表示ウォッチャー兼推進制度の推進として、府内市区町村の配置率を２０１６年度の８０．６％から最終年度には９０％以上にすることを目指します。

　それでは、３３ページに戻っていただきまして、大阪府の取組ポイント⑱「新たな食品表示制度の普及啓発」をご覧ください。こちらは、食品表示法が施行されたことに伴い、第３期計画で充実させた取組です。事業者が制度を正しく理解し、理解不足による誤表示が発生しないよう十分に周知を行うとともに、府民への普及啓発を行っていきます。事業目標については、３５ページをご覧ください。食品表示学習会の開催数を２０１６年度の１７回から最終年度には２４回とします。このような大阪府の取組ポイントに加え、３４ページには「事業者の取組ポイント」、３５ページには「期待される府民の取組ポイント」を併せて記載し、事業者も府民も自らがどのような取組をすればいいのか、理解できるような内容を盛り込んでいます。

　続きまして、重点施策の２点目は、５１ページから５２ページに記載しています。では、５１ページをご覧ください。「国際標準化を見据えた自主衛生管理の推進」についてご説明します。食品の安全性の確保は、食品関連事業者の責務です。より安全性の高い食品を供給するため、事業者による自主的な衛生管理に関する取組が必要です。こうした事業者の取組を支援するために、大阪府では、５１ページ中央から５２ページの頭にかけて記載しています大阪府の取組ポイント㊼から㊿までの取組を行います。取組ポイント㊼「ＨＡＣＣＰの導入支援」は、第３期計画で充実させた取組です。ＨＡＣＣＰについては、８ページの「社会情勢の変化に伴う今後の課題」の中で説明しております。

　引き続き５１ページをご覧ください。取組ポイント㊼では、これまでのＨＡＣＣＰ導入の助言・指導といった事業者への技術的支援に加え、セミナーの開催などによりＨＡＣＣＰの普及啓発を行います。こうした導入支援の取組については、民間との連携も視野に入れ、進めていきます。

　事業目標については５２ページの中央をご覧ください。ＨＡＣＣＰセミナーの参加者数を、２０１６年度の６６０名から最終年度には４０００名にすることを目標とします。

　では、５１ページに戻っていただいて、取組ポイント㊾「大阪版食の安全安心認証制度の推進」をご覧ください。認証制度につきましては、平成２８年から事業者あり方検討部会において議論を重ねていただき、今年の１０月からＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた新たな認証基準に基づく認証制度がスタートする予定です。第３期計画では、ＨＡＣＣＰ導入支援の取組としても認証制度を推進していきます。

　事業目標については、５２ページの中央下をご覧ください。大阪版食の安全安心認証制度の認証施設数を２０１６年度の１９５施設から最終年度には４００施設にすることを目指します。資料１を用いた重点施策の説明は以上です。

　最後に、第３期計画策定に向けたスケジュールについてご説明します。ホチキス留めをしている参考資料をご覧ください。参考資料の４枚目、Ａ３サイズの参考資料３をご覧ください。スケジュールについては、資料右側に記載しております。今年３月に開催された協議会では、第３期計画の諮問を行い、この参考資料３を用いて第３期計画の方向性についてご説明いたしました。本日８月２８日の協議会では、この方向性に沿って事務局が作成しました計画素案について審議していただきます。

計画素案は７０ページを超える内容になっておりますので、本日の限られた時間で十分にご意見をお伺いすることはできません。そこで、１カ月程度の期間を設け、本日と合わせて皆様からご意見を頂戴したいと思っています。参考資料の最後のページをご覧ください。ご意見をいただく様式を参考までにつけておりますが、この様式に関わらず、９月２８日までに事務局にご意見・ご質問をいただければと思います。

　参考資料３に戻っていただきまして、再びスケジュールをご覧ください。９月から１０月にかけまして、皆様からいただいたご意見を事務局で取りまとめ、計画素案に修正を加えまして、計画案を作成し、委員の皆様に報告させていただきます。この計画案について１１月から１２月ごろにかけ、パブリックコメントを行い、府民の皆様からのご意見をいただきます。意見募集後に、府民のご意見を踏まえて計画最終案を作成します。来年（２０１８年）２月に開催予定の次回の協議会で、パブリックコメントの結果と計画最終案についてご報告させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

　委員の皆様には、計画素案の構成や重点施策、そのほか計画全体につきましてご意見をいただければと思っていますのでよろしくお願いいたします。

以上で、第３期計画素案の説明を終わります。

**音田会長**

　ありがとうございました。ただ今、第３期の計画素案に関する説明がありました。前回の協議会では、事務局から第３期計画の方向性として、第２期計画の施策の継続を基本としつつ、新たに重点施策を２点設定するとの説明があり、この方向性に沿って事務局に計画素案をまとめていただきました。先ほど事務局からその計画素案と重点施策について説明がございましたが、まず、第３期計画で新たに設定した重点施策について、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

**小崎委員**

よろしいでしょうか。資料２ですが、前から気になっているのですが、個別の取組事業の中の③「Ｏ１５７等人と動物の両方に感染する病気の保有状況調査」と書いてあるのですが、この資料２というのは府民向けに書いてあるのでしたか。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　はい。府民向けに書いています。基本施策の番号に対応するものになりますので、計画素案の２４ページにも同じような文言で記載しています。

**小崎委員**

　気になるのは、Ｏ１５７が感染イコール発症するというイメージで普通の人はとらえられるかと思うのですが、少し専門的な角度からすると、感染と発症とは違うので、これだとＯ１５７というのは「ウシも病気になるのか」というようにとらえられると「ちょっとそれは違うのではないか」と思います。言っておられることは分かるのですが、書きぶりを考えた方がいいかと思います。

　それから、もう１点、保有状況調査は本当にするのですか。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　現在もしている取組であり、継続する内容となっています。今もウシのＯ１５７とかいくつかの感染症については検査を行っておりますので、動物愛護畜産課からそのあたりをご説明いたします。

**事務局（大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課）**

　動物愛護畜産課の岡本です。委員の今のご意見について、Ｏ１５７に関しては、人に感染、また発症した場合には食中毒となるのですが、家畜、特にウシの場合は無症状ということで、そのあたり誤解を招くような言い方になっている部分もあったとは思います。

説明があったように、こういう状況調査は現時点でも継続してやっています。大阪府のホームページでもこの検査状況の報告を掲載しておりますので、新しくこれから始めるということではなく、継続した検査を続けていくという形になっています。

**小崎委員**

先ほど動物愛護畜産課の方がおっしゃったことも、私は関わっているのでわかるのですが、鳥インフルエンザについても大阪府も確かにいろいろやっておられるのはよくわかっているのですが、それこそリスクコミュニケーションの話で、起こったときに、ここの協議会が「本当に対応できるのか」と思うところが、若干心配です。大阪の養鶏場は１３戸くらいでそんなに多くないですので、もう少し大阪府らしさとか、大阪府が今抱えている課題の中で、例えばカンピロバクターの問題とかですね。せっかくやっているので内容のところで少し何か加味していただいたほうがよいのではないかと思うのと、ＢＳＥも入れておかなければいけないと思います。

今回３期ですが、あまりこれまでと感染症に関する課題が変わらないので、そのあたり中身をもう少しエッセンスを入れていかれたほうがよいのではないかと、少し参考までにご意見を申し上げました。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　先ほどカンピロバクターのエッセンスのお話をいただいたのですが、やはり今、大阪府内の食中毒の発生件数で一番多いのがカンピロバクターによる食中毒で、この計画の中でもいくつか盛り込ませていただいております。計画素案の３７ページの⑳番をご覧いただきたいのですが、大阪府の食品の汚染実態調査ということで、流通している食品の検査を行っています。その中で、鶏肉のカンピロバクターの検査もかなりの数を行っており、引き続ききちんと検査をして監視指導に役立てていこうと思っています。

**小崎委員**

　ざっと眺めてみると国の施策が並んでいるだけのように見えるので、大阪府として「このようなことに力を入れてやっていますよ」とするためには今おっしゃったような部分を計画素案の概要に少し入れた方がいいのではないかと思いました。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　素案の概要の中で見えるような形でということなので、事務局でもう一度検討したいと思います。ありがとうございます。

**音田会長**

　先ほどご指摘いただいたことは重要なことかと思いますので、また事務局で検討していただきたいと思います。他に何かご意見やご質問はないでしょうか。

　では飯田委員、お願いします。

**飯田委員**

　いくつかあるのですが。順に資料１に沿っていただいて、わからない部分も含めていくつか申し上げたいと思います。

　まず、１３ページに２期計画の目標指標の達成状況の一覧があって、２期計画の最終年度である今年度の見込として、達成できそうかどうかを記載しています。申し上げたいのは、達成できている事項を第３期目で引き続き指標として設けるのかというのは、少し考える必要があるのではないかと思います。目標を達成しているのであれば、３期のところであえて目標に掲げることをしなくてもいい項目もあるのではないかと思っています。

逆に、２期目までなかった指標を３期目に新たに設定をするという、このような議論のほうが必要ではないかと思います。

　それから、１９ページに個別の取組事業がざっと５２項目あるのですが、最近、例えばイノシシとかシカだとかそのような野生の鳥獣の肉を流通させているところも、出始めております。この野生鳥獣の肉というのは、どのように解体して流通するのか、誰が責任を持って解体、衛生管理をするのかなというのが分からないので、構成比としては少ないのですが、その辺りが少し気になる点です。

　それから、３０ページになりますが、これは第１期のところでも意見を申し上げたことがあるのですが、今年の４月から旧大阪府立公衆衛生研究所が地方独立行政法人になりまして、既に業務を開始しております。名前を変えて大阪健康安全基盤研究所となっているわけですが、独立行政法人化されて今後どのようになっていくのかという心配もあります。向こう５年間の３期計画の中で、府民とすれば機能低下が生じないようにということになるのですが、そこのところを少し丁寧に記述する必要があるのではないかと思っております。

　それに絡んでなのですが、５７ページに、大阪府内の自治体や国との連携の図が示されているのですが、ここにありますように、大阪府内では中核市・政令市が増えていて、保健所の管轄が減っているという中で、大阪府全体として食の安全を確保するための連携が今後ますます重要になっていると思います。

伺うところによると、中核市が今後５年間の中でさらに増える可能性もあるということなので、新たなＨＡＣＣＰも含めて実際にやることが増えていく中で、そこに携わる職員の方のスキルアップ、あるいはそのスキルを維持・保持していくための連携も含めて考える必要があるのではないかと思います。そのところを、５９ページに人材育成の問題が、問題意識として書かれていますが、それと併せてどのような方針でいくかというのはきちんと決めていく必要があるのではないかと思います。

　それと最後ですが、５１ページに、今後の問題としてＨＡＣＣＰ導入の問題がございます。これは、厚生労働省が今後制度化を図るということを予定しているので、大阪府だけではなく全国的な課題になるわけなのですが、その導入をきちんと進めるために、事業者のいろいろな協力が必要となるということで、本当に大仕事だと私は思っているのですが、それを円滑に進めるための方策を事業者の方のご意見も伺いながら進めていく、といったことが必要ではないかと思っています。

　あと、気になる点としましては、５１ページの大阪府の取組のポイント㊼の一行目に「食品等事業者」という言葉が出ています。この計画の中では、「食品関連事業者」という言葉で統一しているのですが、ここだけ「食品等事業者」という言葉です。同じものなのか違うものなのかが少し不鮮明で、同じように８ページの「イ　国際標準を見据えた自主衛生管理の導入」のところにも「食品事業者」という言葉が出てきています。そのほかは全部「食品関連事業者」という言葉を使って統一されています。もし定義が違うのであればわかるような解説が必要かと思います。以上です。

**音田会長**

　はい。ただ今、かなりたくさん、６項目いただきました。とりあえず、最初の目標数値に関して事務局のお考えをいただけますか。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　先ほどご指摘をいただきまして、確かに２期計画で目標を達成しているものをそのまま継続するのかという点で議論を進めていませんでしたので、今ご指摘いただいたことを踏まえて、もう一度関係部局と調整しまして、それをそのまま載せるのか一部止めるのかも含めて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

　あと、野生鳥獣肉の話をいただきましたが、それにつきましては動物愛護畜産課から説明します。

**事務局（大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課）**

　動物愛護畜産課の岡本です。まず、ジビエ関係の野生鳥獣の流通に関してですが、国の方針もまだ詳細に決まっていない状況でして、事業者の方がある意味自由にされている部分もありまして、消費者の不安に直結する部分ではあるかとは思いますので、これは大阪府の考え方も含めて少し検討させていただければと考えます。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　すみません。補足としまして、野生鳥獣肉はジビエというのですが、これは食肉処理業の許可が必要ですので、一定、きちんと許可を取ってやっております。

**音田会長**

　それ以外のご質問に関してもお願いします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　公衆衛生研究所の独法化の問題については、大阪健康安全基盤研究所からご説明させていただきます。

**事務局（独立行政法人大阪健康安全基盤研究所）**

　大阪健康安全基盤研究所の健康危機管理課の西尾と申します。独立行政法人化いたしましたが、引き続き、大阪府・大阪市から運営資金を交付いただきまして、今まで通りの体制でやっているのですが、なぜ、大阪市と大阪府の公衆衛生研究所を統合したかといいますと、体制強化を目指しております。人員や設備など、規模を充実させてこれまで以上に取組を強化するというのが目的となっております。また、私の在籍する健康危機管理課は、大阪府、大阪市やその他の行政機関との連携を図るための機関でもあり、府内の保健所・中核市とも連携をしていく要となる部署を別途設けました。このような強化を図るための独立行政法人化だとご理解いただきますようにお願いします。

**音田会長**

　それ以外のご質問についてどうですか。職員の教育に関するルールとか何かございますか。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　食の安全推進課安部です。食品衛生監視員の教育ということでしっかりとしてや、というご意見として受け止めております。

実は、昨年度より今日オブザーバーとして参加していただいている大阪府域の政令市・中核市の皆さんと大阪府と合同で、ＨＡＣＣＰに関しては現場で食品衛生監視員が事業者の皆様に指導するための研修会を合同で実施しております。研修となる場所も座学だけではなく、実際に営業されておられる事業者さんに研修協力もお願いいたしまして、座学と実地、実際にどのように進めていくのかということも含め、最後は全員でその内容をフィードバックするという形で３日間の研修を企画しまして、今年度もまた実施する予定としております。そのような研修を通じてオール大阪で取り組んでいくことができるように、今後の第３期計画の内容も継続して、中核市等がまた増えていけばその中核市にも声をかけさせていただいて、オール大阪で取組のできる職員の資質向上にも努めていきたいと思っております。

**音田会長**

　ありがとうございました。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　先ほど、飯田委員からいただいたご質問というのは、大変私どもも頭の痛いところでございます。

　国際標準化ということで国がＨＡＣＣＰを進めておりまして、事業者の皆さんにも当然負担がかかる話でございます。私どもとしましても無理に基準を当て込んでも、それによって事故を起こすのであれば何の意味もございませんので、実際、現場で働いておられる事業者の皆さんとしっかりコミュニケーションを取りながら、少しずつ進めていきたいと思っております。

現在、国もこの３月に「ＨＡＣＣＰによる衛生管理に関する技術検討会」を立ち上げまして、事業者の負担軽減と各自治体の衛生管理の標準化を目的とし、各業界の方で作っております業務手引書等の確認作業を行っております。現場でお話しをお聞きしますと、一つの業界で作られた業務手引書においても、すべての組合さんをカバーできるかというと難しいところもございますので、そこは事業者の皆さんと一緒にやっていかなければいけないと思っております。

　あわせて各自治体におきましても食品衛生監視員が実質上、言葉尻だけの指導になってしまうところがありますので、そのようなことがないよう併せまして、６府市さんと一緒になって食品衛生監視員の研修会を進めていきたいと思っています。また、来年度４月から八尾市が中核市になりますが、八尾市の職員も現在大阪府で研修を進めているところです。再来年には寝屋川市が中核市になるということで、中核市がどんどん独立されていくわけですがやはりいきなり独り立ちは難しいですので、大阪府としましても一緒になって進めていきたいと思っております。

　また、大阪健康安全基盤研究所につきましては、今まで以上に連携を取りながら情報を密にして進めていきたいと思っております。今までやってきた検査や研究につきましても、何ら変わることもございませんし、毎年監視指導計画を策定して進めていく中でも検査数を減らしているということではございません。

　今回の３期計画案につきましても、またよい書きぶりがございましたら、皆さんからのご意見をいただき盛り込んでいきたいと思っております。先ほど５９ページにもありましたように、人材の育成という項目を新たに追加しましたが、その部分を載せるかというところも、今後皆さんのご意見を聞きながら、少し修正等も必要かなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

**音田会長**

　ありがとうございます。食品事業者の語句の違いについては何かございますか。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　はい。食品関連事業者というのは、大阪府食の安全安心推進条例の中で規定している言葉になりまして、計画素案の６１ページに条例を載せています。６１ページの「用語の定義」の５番目ですが、「食品関連事業者」とは、生産の段階から食品等の製造加工や輸入販売などかなり幅広い範囲として条例で決めております。

「食品等事業者」というのは、国がHACCP義務化の対象としている食品の加工、製造、販売を行う事業者ということで、範囲が変わってきますので、使い分けをさせていただいています。

ただ、こちらはそのつもりであっても、読まれた方が理解できないという状況だということを今回改めて認識しましたので、その使い分けを用語説明などで入れていくことでわかるようにしたいと思います。

**音田会長**

　はい。ありがとうございました。飯田委員、よろしいですね。

では、淡野委員お願いします。

**淡野委員**

　先ほど小崎委員から、今回の計画の素案について大阪の色という話があって、ふと思ったのですが、大阪市内を歩いていてもどんどん外国人が増えていますね。もうこれは数年前から同じ状況です。このようになってくるとやはりそれを迎える食品事業者も、食の安全安心の面についてきちんと対応しなければいけないのではないかと思います。

思いつきですみませんが、大阪府でも観光局や知事が先頭に立って外国に大阪の魅力を発信しており、去年で７００万人、今年は１０００万人、大阪の地に足を降ろされると聞いておりますので、そのような視点もこの素案の中に何か一つ、盛り込んでいただければと思いました。それだけです。

**音田会長**

　ありがとうございます。今のご質問というか、要望ですかね。事務局で何かございますか。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　先ほどの訪日外国人客が増加しているということについては、今後の課題として、９ページの中に入れさせていただいておりまして、これからラグビーのワールドカップやいろいろな国際大会も行われるということで、ますます観光客の増加が予想されています。

その中で、大阪府としても食の安全安心を確保していく取組は重要だという認識はしておりますが、それを計画の施策の中でどのように取組んでいくかという視点ではまだつかみ切れていない部分もありましたので、それについても検討をさせていただきたいと思います。ご意見、どうもありがとうございます。

**音田会長**

　では、フリータイムで、何かご質問なりご意見はございますか。

**小崎委員**

　もう１件、よろしいですか。

**音田会長**

　どうぞ。

**小崎委員**

　これは飯田委員からも少しお話があったのですが、５１ページの㊾の「大阪版食の安全安心認証制度の推進」のところに、「食品関連事業者によるＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた自主的な衛生管理」と書いてあります。

　HACCPというのは義務化の流れもあり入れざるを得ないとは思いますが、あまりにHACCP、HACCPといわれると、HACCPをやっておけば、皆、衛生的になるのかというように誤解を招かれるところがあるかと思います。また一般の事業者の方にとっては、HACCP導入は非常に重たいと考えておられますが、実はHACCPはどのようなＣＣＰ（Critical Control Point：重要管理点）があるか、また事故が起こったときの対応の仕方、記録の問題だとか、いろいろなシステム化のことであると思います。

淡野委員もおっしゃったけれども、一般衛生管理という部分がきちんと飲食店でできているのかという部分がやはり一番大事かと思います。

そこの部分を少し記載いただければ非常にありがたいと思っています。

　それから、先ほどの施策も何か国の施策にとらわれすぎていて、全体として大阪らしくないというのもあるので、そのようなところも少し参考にしていただければと思います。

**音田会長**

　事務局は、それでよろしいですかね。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　ご意見、ありがとうございます。もちろん、小崎委員のおっしゃるとおり、ＨＡＣＣＰについては一般的衛生管理事項がきちんと成立していないとそのシステムがつながらないということで、一番重要になってくるのは、何はさておき一般衛生管理をしっかりやらないといけないということは、重々、われわれも承知しているのですが、確かにこの表現だけではどうしてもＨＡＣＣＰ、ＨＡＣＣＰという話に見えてしまいますので、そこの大切なものもあった上でのＨＡＣＣＰだということが伝わるような形で、少しこちらも表現を考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**音田会長**

　だいたい、そのようなところですかね。いきなりといっても、簡単に意見とか出しにくいかもわかりませんが、今日、質問の用紙も皆さんのお手元にあると思いますので、また何か、後からお気づきの点とかそのようなことがあれば事務局に送っていただければと思います。

　１点いいでしょうか。計画の中に、「取組ポイント」と「期待される取組ポイント」という記載があります。第2期計画と比べていて、消費者については、第2期計画、第３計画案ともに「期待される府民の取組ポイント」とあるのですが、事業者については第2期計画については「期待される事業者の取組ポイント」と記載されていたところが、第３期計画案では「事業者の取組ポイント」と記載されています。

今回の計画案については、事業者については、あえて一つ上がっているという意味なのでしょうか。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　事業者の取組ポイントの中では、「何々しましょう」ということで、「努力してやってください」という内容と「すること」という形で、法令に基づいて「必ずしなければならない」ことと２点入っております。府民の方は、役割ということで「このようにしていただきたい」ということになるのですが、事業者さんについては「必ずしなければならない」という内容も入っていますので、その意味を込めて「期待される」というのを今回抜いております。

**音田会長**

　はい。わかりました。先ほど、目標を達成したものについてどのようにするかということは、皆さんからあとでご意見を送っていただけばよろしいでしょうかね。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　はい。

**音田会長**

　事務局で何か新たなものを設けるとかという話も出たと思うのですが、それはどうですかね。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　今の段階で、新たなもの、何か変わるものをというのはすぐに思いつかないのですが、計画を達成している目標についての見直しは、おっしゃるとおりしていくべきだと思いますので、一度見直しをさせていただいて、その中でそれに代わる何かよりよいものが出てくるようであれば、新しい目標についても設定していきたいと思います。

**音田会長**

　わかりました。それでは、続きまして議事（３）「その他」として、事務局から何かございますでしょうか。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　はい。事務局から３点お話をさせていただきたいと思います。

１点目は、大阪府が配信する『大阪府食の安全安心メールマガジン』につきまして、委員の皆様にお願いがございます。お手元の『大阪府食の安全安心メールマガジン』のチラシをご覧ください。このメールマガジンは、大阪府から府民や事業者の方々に積極的に情報を発信するツールです。現在、７月末時点で７２７９件の方にご登録いただいております。チラシ裏面に記載しておりますように、食に関する情報を６つのカテゴリに分けて配信しております。

　昨年度は特に府民の皆様に食に対してもっと興味を持っていただくために「知っトク！！食の情報」のカテゴリから、食の豆知識情報として協議会委員の皆様にご提供いただいた情報を配信いたしました。今期におきましても、別途事務局から依頼させていただきますので、情報提供にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。併せて、本メールマガジンの普及につきましてもご協力をお願いいたします。

　２点目は、『食の安全安心シンポジウム』のご案内です。お手元の『食の安全安心シンポジウム』のチラシをご覧ください。大阪府では毎年、リスクコミュニケーション事業の一貫として、府民の皆様の関心の高いテーマを選定し、シンポジウムを開催しております。今年は遺伝子組み換え食品をテーマに、１０月２０日金曜日に開催いたします。第一部では毎日新聞社の小島正美氏より基調講演をしていただき、第二部ではパネルディスカッションと会場参加者との意見交換を行います。よろしければ、ぜひご参加ください。

　最後は健康づくり課からの情報提供です。お手元の「Ｖ．Ｏ．Ｓ．メニュー」のチラシをご覧ください。大阪府では府民の健康寿命延伸を目指し、府内の飲食店やコンビニエンスストアなどにおいて、野菜・油・塩の量に配慮したベジタブル（Vegetable：野菜）・オイル（Oil：油）・ソルト（Salt：塩）の頭文字に由来する「Ｖ．Ｏ．Ｓ．メニュー」の普及を図っております。Ｖ．Ｏ．Ｓ．メニューの目印は、チラシ右上に記載しております黄色のロゴマークです。ぜひ、皆様にもＶ．Ｏ．Ｓ．メニューのご利用と普及にご協力いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

**音田会長**

　ありがとうございます。今の事務局からの説明につきまして、何かご質問等、ございますか。

このＶ．Ｏ．Ｓ．メニューのマークというのはどのようなところで使っておられるのですか。

**事務局（大阪府健康医療部健康づくり課）**

　健康づくり課の金山と申します。Ｖ．Ｏ．Ｓ．メニューについて、ご質問いただきましてありがとうございます。Ｖ．Ｏ．Ｓ．メニューについて、メニューに貼り付けをするというようなロゴマークになっておりますが、基本的には飲食店ですとかコンビニエンスストアの方から申請をいただいて、それに対して承認をして、ロゴマークをお渡ししているという形になっております。

**音田会長**

　わかりました。ありがとうございます。ほかにはないですか。

　特にないようでしたら、議事についてはこれで一応終わりますが、またほかに委員の皆さんから何かいただけますでしょうか。どうぞ、万ノ委員。

**万ノ委員**

　はい。私事になるかもしれないのですが、確認とお願いをさせていただきたいのですが、今、いろいろ議論がありましたご意見に関するところで、この意見書については電子メールでも送信可能ということですが、ワードやエクセルの書式でメール配信していただきましたら、パソコンを使って入力できるので、委員の皆さんが意見を出しやすいのでお伝えしたいと思います。　あともう１点。今日の会議でいろいろなことを学ばせていただいたのですが、私は八尾市在住なのですが、八尾市でコミュニティーラジオの朝の情報の番組で、１０分間の野菜・果物の発信をしておりまして、その情報発信に関して、こちらで今日学ばせていただいたり、話題になったところですが、Ｖ．Ｏ．Ｓ．メニューなど、そのような知らない言葉を生活者の皆様にいろいろと発信したいと思いまして、今日の議題などはすべて大阪府のホームページで公開ということですが、八尾市のコミュニティーラジオでも取り上げさせていただいてよろしいでしょうか。そちらの確認をさせていただきたいのですが。お願いします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　はい。よろしくお願いします。ぜひ、いろいろな機会で皆さんに情報提供をしていただきたく思います。このような計画作りのために協議会を開いてご意見をいただいているということも、まだまだ知られていませんので、そのような情報提供もしていただきましたら非常にありがたく思っております。

**音田会長**

　ありがとうございました。今回、公募委員の万ノ委員と奥間委員に入っていただいて、大変心強く思っております。せっかくの機会ですから、奥間委員とか何か今日の感想でもよいですし、何かご意見があれば一言、いかがですか。

**奥間委員**

　今日はありがとうございました。いろいろな方々からのご意見を聞かせていただいてとても勉強になりました。今日、私は少し情報量が多すぎてまとめきれていないので、またあとで意見を送らせていただこうと思っております。

**音田会長**

　ありがとうございます。

そのほかの方で、今日、ご発言いただいていない方で、この場でぜひ言っておきたいことがございましたら、一言お願いできますか。

　ないようですので、では持ち帰ってゆっくりご確認いただきご意見を送ってください。それでは、予定の議事はこれで終わりました。事務局では、本日、委員の方から示されましたご意見を取り入れて、素案に反映させて第３期計画の作成に努めていただきたいと思います。これで本日の審議は終了いたしますので、事務局へお返しいたします。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　音田会長、どうもありがとうございました。先ほど万ノ委員にもご意見いただきましたが、ただ今ご審議いただきました計画素案の意見骨子の様式につきましては、委員の皆様方に事務局から後ほどメールで送付させていただきます。よろしくお願いいたします。

　終わりに食の安全推進課齋藤課長よりあいさつを申し上げます。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　音田会長、どうもありがとうございました。また平川部会長はじめ、各委員の皆様方にはこれからスタートということで、皆さんにご苦労をおかけしますが、ぜひともよろしくお願いします。

特に食の安全安心につきましては、食品関連事業者と消費者、それと行政がお互いに信頼関係をきちんと作らないと確保できませんので、今回お持ち帰りいただきまして、ちょっとしたことでも結構ですので、皆さんのご意見をいただいて、３期計画をよいものにしていければありがたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

　本日は本当にお忙しい中、また朝早くからお集まりいただきましてありがとうございました。

**事務局（大阪府健康医療部食の安全推進課）**

　以上をもちまして「第２０回　大阪府食の安全安心推進協議会」を閉会いたします。本日は長時間にわたってご議論いただきまして、誠にありがとうございました。